

住 宅 課

議案第109号

訴えの提起対象者 滞納経過（要旨）

1 滞納状況

使用料 2,586,000円
 共益費 265,900円
合計 2,851,900円

（平成25年9月から令和2年8月までの間の29か月分）

2 主な経過

日付	内容
平成20年5月12日	使用許可
平成21年11月6日	住宅使用者に催告書を送付
平成22年1月20日	住宅使用者に特別催告書を送付及び連帯保証人に協力依頼書を送付
平成22年2月19日	連帯保証人に債務履行要請書を送付
平成22年6月28日	住宅使用者に特別催告書を送付
平成22年7月5日	連帯保証人に協力依頼書を送付
平成22年7月21日	連帯保証人に債務履行要請書を送付
平成22年8月27日	納付誓約書を受領
平成23年9月14日	住宅使用者に特別催告書を送付
平成23年10月3日	連帯保証人に協力依頼書を送付
平成24年2月3日	住宅使用者に通知文を送付
平成24年2月20日	住宅使用者に通知文を送付
平成24年3月6日	連帯保証人に債務履行要請書を送付
平成24年3月13日	連帯保証人が全額納付（支払額：1,469,600円）
平成24年10月9日	住宅使用者に特別催告書を送付
平成24年10月23日	連帯保証人に協力依頼書を送付
平成25年3月19日	住宅使用者に特別催告書を送付
平成25年3月21日	連帯保証人に協力依頼書を送付
平成25年11月18日	納付誓約書を受領
平成26年1月29日	納付誓約書を受領
平成26年5月26日	住宅使用者に特別催告書を送付及び連帯保証人に協力依頼書を送付
平成26年6月30日	住宅使用者に特別催告書を送付及び連帯保証人に債務履行要請書を送付
平成26年7月2日	納付誓約書を受領
平成26年9月30日	納付誓約書を受領
平成27年2月24日	住宅使用者に通知文書を送付
平成27年3月12日	連帯保証人に債務履行要請書を送付
平成27年6月25日	納付誓約書を受領
平成27年9月7日	納付誓約書を受領

平成 28 年 1 月 18 日	納付誓約書を受領
平成 28 年 12 月 28 日	住宅使用者に特別催告書を送付及び連帯保証人に協力依頼書を送付
平成 29 年 2 月 14 日	納付誓約書を受領
平成 29 年 7 月 10 日	納付誓約書を受領
平成 30 年 1 月 18 日	納付誓約書を受領
平成 30 年 3 月 19 日	連帯保証人に債務履行要請書を送付
平成 30 年 4 月 26 日	連帯保証人に債務履行要請書を送付
平成 30 年 5 月 25 日	連帯保証人に債務履行要請書を送付
平成 30 年 6 月 12 日	納付誓約書を受領
平成 30 年 9 月 14 日	住宅使用者に通知文書を送付
平成 30 年 9 月 20 日	連帯保証人に債務履行要請書を送付
平成 30 年 10 月 10 日	連帯保証人に債務履行要請書を送付
平成 30 年 12 月 14 日	住宅使用者及び連帯保証人に催告書を送付
平成 30 年 12 月 27 日	連帯保証人の自宅訪問及び通知文書を投函
平成 31 年 1 月 17 日	住宅使用者及び連帯保証人に催告書を送付
平成 31 年 2 月 21 日	納付誓約書を受領
令和元年 6 月 5 日	住宅使用者及び連帯保証人に催告書を送付
令和元年 7 月 2 日	住宅使用者及び連帯保証人に催告書を送付
令和元年 8 月 9 日	住宅使用者及び連帯保証人に催告書を送付
令和元年 9 月 6 日	住宅使用者及び連帯保証人に催告書を送付
令和元年 10 月 4 日	住宅使用者及び連帯保証人に催告書を送付
令和元年 10 月 25 日	住宅使用者の自宅訪問及び催告書を投函
令和元年 10 月 28 日	住宅使用者の自宅訪問及び催告書を投函
令和元年 11 月 25 日	住宅使用者及び連帯保証人に催告書を送付
令和 2 年 2 月 19 日	住宅使用者及び連帯保証人に催告書を送付
令和 2 年 6 月 10 日	住宅使用者の自宅訪問及び催告書を投函
令和 2 年 7 月 28 日	第一回法的措置対象者選定委員会の開催
令和 2 年 7 月 31 日	住宅使用者に条件付使用許可取消通知書を送付
令和 2 年 8 月 21 日	使用許可取消（滞納額：3,186,000 円）
令和 2 年 9 月 2 日	第二回法的措置対象者選定委員会の開催
令和 2 年 9 月 18 日	第三回法的措置対象者選定委員会の開催
令和 2 年 9 月 24 日	住宅使用者に使用許可取消通知書を送付
令和 2 年 9 月 29 日	住居確保給付金の支給確定（支給額：258,000 円）
令和 2 年 10 月 15 日	住居確保給付金の支給確定（支給額：76,100 円）

3 今後のスケジュール（予定）

令和 3 年 1 月 訴えの提起
判決後、強制執行